

役員慶弔規程

第1条 本組合の理事及び監事の慶弔・見舞に関する取扱は、この規程に定めるところによる。

第2条 理事等に対する慶弔・見舞は次により支給する。

- | | |
|-------------------------------------------------------------------|------------------|
| (1)役員が結婚したとき | 祝金 5 万円 |
| (2)役員が死亡したとき | 弔慰金 10 万円と花輪 1 基 |
| (3)役員の配偶者が死亡したとき | 弔慰金 3 万円と花輪 1 基 |
| (4)役員の両親が死亡したとき | 弔慰金 1 万円と花輪 1 基 |
| (5)役員が病気及び怪我にて 5 日間以上入院したとき | 見舞金 1 万円 |
| (6)関連団体の役員が本条(1)(2)(3)(4)(5)に該当する場合は、三役が 3 万円を限度に支給額を決定し理事会に報告する。 | |

第3条 本規程に疑義を生じた場合は、理事会で協議のうえ、決定する。

第4条 本規程の改廃は、理事会による。

付 則

1. この規程は、平成 23 年 6 月 30 日より発効する
2. 2021 年 10 月 28 日一部改定